京都市教育委員会告示第9号

平成24年1月13日京都市教育委員会告示第8号(個人演説会等の開催のために必要な施設の設備の程度等)の一部を次のように改めます。

平成30年3月20日

京都市教育委員会

「1 施設の設備の程度」の表元京都市立立誠小学校の項を削り、同表元京都市立淳風小学校の項を次のように改める。

元京都市立	体育館	432	蛍光灯	蛍光灯	蛍光灯	蛍光灯	卓子1脚	腰掛	机1脚
淳風小学校			40w24 個	40w12 個	20w1 個	40w4 個	いす1脚	120 人分	いす
			白熱灯		40w10 個			卓子1脚	4 脚
			130w27個					いす4脚	
			LED						
			100w30個						
			投光器						
			500w2 個						

(総合教育センター学校統合推進室計画課)